

## 第2 紙と所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

給

与

### 1 提出する必要がある方

令和3年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

#### 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても令和3年中に役員であった方	令和3年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方）（10ページの <b>4 その他の注意事項</b> (1)を参照）	令和3年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和3年中の給与等の支払金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	イ 令和3年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和3年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方  □ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和3年中の給与等の支払金額が <b>50万円</b> を超えるもの

（注）受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、10ページの **4 その他の注意事項** (2)から(4)までを参照してください。

### 2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<b>【住所又は居所】欄</b> 受給者の令和4年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。 <b>【個人番号】欄</b> 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 <b>【氏名】欄</b> 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。

## 令和3年分 納入用紙

① 支 払 を受け る 者	住 所 又は 居 所													(受給者番号) (個人番号) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (役職名) 氏 (フリガナ) 名					
		種 別 支 払 金 額 内 千 円 千 円 ③ ④ ⑤ ⑥												納入用紙 (調整控除後) 所得控除の額の合計額 内 千 円 千 円 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫					
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		老人		控除額				控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数			
有	従有	千	円	人	従人	内	人	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人			
⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除額							
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円		
⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱		⑲		⑳		㉑			
(摘要)																			
㉒ 																			
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳		住宅借入金等特別控除額の額の内訳	
(原単・特別) 控除対象配偶者		(フリガナ)		区分		区分		区分		区分		区分		区分		区分			
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) 氏名 個人番号		2 (フリガナ) 氏名 個人番号		3 (フリガナ) 氏名 個人番号		4 (フリガナ) 氏名 個人番号		1 (フリガナ) 氏名 個人番号		2 (フリガナ) 氏名 個人番号		3 (フリガナ) 氏名 個人番号		4 (フリガナ) 氏名 個人番号			
未成年者		外	死 亡 退 職 者 者	災 害 欄	乙 特 そ の 他	本人が障害者 の 特 別 別	事 業 場 所	ひ と り 親 婦	勤 労 学 生	16歳未満 の 扶 養 親 族	中途就・退職 欄	就職 退職 年 月 日	受給者生年月日 元号 年 月 日	(備考)					
支 払 者		個人番号又は 法人番号		(右詰で記載してください。)												㉓			
		住所(居所) 又は所在地		㉔												㉕			
		氏名又は名称		(電話)												㉖			

記載欄名	記載すべき事項
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
③ 支払金額	令和3年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。
④ 給与所得控除後の金額 (調整控除後)	「令和3年分年末調整のしかた」の「令和3年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

年末調整をした受給者のみ

記載欄名	記載すべき事項
⑤ 所得控除の額の合計額  年末調整をした受給者のみ	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。 (注) 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。
⑥ 源泉徴収税額	<p><b>【年末調整をした給与等の場合】</b> 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p><b>【年末調整をしない給与等の場合】</b> 令和3年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>(注) 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
⑦ (源泉) 控除対象配偶者の有無等	<p><b>【有】欄</b> 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。 年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。</p> <p><b>【從有】欄</b> 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。</p> <p><b>【老人】欄</b> 控除対象配偶者(年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。 (注) 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、10ページの <b>3 用語の説明</b>を参照してください。</p>
⑧ 配偶者(特別)控除の額  年末調整をした受給者のみ	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。</p> <p>(注) 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 また、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合又は133万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>
⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	<p><b>【特定】欄</b> 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p><b>【老人】欄</b> 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p><b>【その他】欄</b> 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
⑩ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成18年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。
⑪ 障害者の数 (本人を除く。)	<b>【特別】欄</b> 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注) 同一生計配偶者については、10ページの <b>3 用語の説明</b> (2)を参照してください。 <b>【その他】欄</b> 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。
⑫ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。
⑬ 社会保険料等の金額	給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。
⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額  年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。
⑮ 住宅借入金等特別控除の額  年末調整をした受給者のみ	年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 (注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(14ページの <b>記載例3</b> を参照してください。)。
⑯ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額  年末調整をした受給者のみ	<b>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄</b> 令和3年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。 <b>【介護医療保険料の金額】欄</b> 令和3年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。 <b>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄</b> 令和3年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。 <b>【国民年金保険料等の金額】欄</b> 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等(※)の金額を記載してください。 ※「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

記載欄名	記載すべき事項																
⑯ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 (つづき)	<p><b>【旧長期損害保険料の金額】欄</b> 地震保険料の控除額のうちに平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和3年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>																
⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳  年末調整をした受給者のみ	<p><b>【住宅借入金等特別控除適用数】欄</b> 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除可能額】欄</b> (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（14ページの <b>記載例3</b> を参照してください。）。</p> <p><b>【居住開始年月日（1回目、2回目）】欄</b> 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）】欄</b> 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td><td>住</td></tr> <tr> <td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>認</td></tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>増</td></tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td><td>震</td></tr> </tbody> </table>	区分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震						
区分	記載方法																
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住																
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認																
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増																
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震																
	<p>上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と、</li> <li>・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」</li> </ul> <p>と併記してください。</p> <p>（注）「特別特定取得」及び「特定取得」については、10ページの <b>3 用語の説明</b> (4)を参照してください。</p> <p><b>【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）】欄</b> 年末調整の際に2以上（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 なお、記載する金額は、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>（注）適用数が3以上の場合には、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p>																
⑲ 基礎控除の額  年末調整をした受給者のみ	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与所得者の基礎控除申告書</th><th>記載方法</th></tr> <tr> <th>合計所得金額の見積額</th><th>基礎控除の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>48万円</td><td>記載不要</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td><td>320,000</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td><td>160,000</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>なし</td><td>O</td></tr> </tbody> </table> <p>（注）「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「O」と記載します。</p>	給与所得者の基礎控除申告書	記載方法	合計所得金額の見積額	基礎控除の額	2,400万円以下	48万円	記載不要	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000	2,500万円超	なし	O
給与所得者の基礎控除申告書	記載方法																
合計所得金額の見積額	基礎控除の額																
2,400万円以下	48万円	記載不要															
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000															
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000															
2,500万円超	なし	O															

記載欄名	記載すべき事項
⑯ 所得金額調整控除額  年末調整をした受給者のみ	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
⑰ (源泉・特別) 控除対象配偶者 控除対象扶養親族	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。 また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、 <u>年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u>
⑱ 配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和3年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。 なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。
⑲ 16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。 (注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、 <u>年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u> 2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u>
⑳ (備考)	控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前に「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u>
㉑ 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 (注) ここでいう未成年者とは、平成14年1月3日以後に生まれた方をいいます。
㉒ 中途就・退職	年の中途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。
㉓ 元号	受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記載してください。
㉔ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

記載欄名	記載すべき事項										
㉙(摘要)	<p>(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(イ) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。</p> <p>(ロ) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。</p> <p>(注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(8ページの㉓(備考)及び15ページの <b>記載例4</b>を参照してください。)。</p> <p>(2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。</p> <p>(3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のとおり記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">要件</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">本人が特別障害者</td> <td style="padding: 2px;">記載不要(※)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">同一生計配偶者が特別障害者</td> <td style="padding: 2px;">同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">扶養親族が特別障害者</td> <td style="padding: 2px;">扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">扶養親族が年齢23歳未満</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ㉔「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。</p> <p>ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。</p> <p>(4) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>(5) 年の中途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>(7) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、㉔「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>(8) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を赤書きしてください。</p>	要件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要(※)	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)	扶養親族が年齢23歳未満	
要件	記載方法										
本人が特別障害者	記載不要(※)										
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)										
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)										
扶養親族が年齢23歳未満											

### 3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者（合計所得金額が900万円以下である方に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。
- (4) 「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。  
「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

### 4 その他の注意事項

- (1) 3ページの【1提出する必要がある方】【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。
- (2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数  
税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。  
(注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、36ページの【非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について】を参照してください。
- (3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和4年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村（原則として受給者の令和4年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。  
なお、年の中途で退職した方については、令和4年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。
- (4) 「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの【1提出する必要がある方】【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、全ての受給者について作成の上、令和4年1月31日まで（年の中途中で退職した方の場合は、退職の日以後1か月以内）に受給者に交付しなければなりません。  
なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。  
(注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、令和3年中に退職した受給者分を取りまとめて令和4年1月31日までに提出しても差し支えありません。  
2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。  
詳しくは、36ページの【給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について】を参照してください。

#### ～市区町村からのお知らせ～

##### 【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄を記載する必要があります。

また、2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

記載例 1

### 年末調整を行った一般の受給者の場合

- ① 国税太郎は、〇〇産業株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
  - ② 国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ年齢23歳未満の扶養親族である国税一郎及び国税次郎を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。
  - ③ 年末調整の際に、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額があります。
  - ④ 令和3年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料の金額があります。



この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和3年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「令和3年分給与所得者の保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄等を基にして必要な事項を記載してください。

## 【令和3年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

氏名	(フリガナ)	コク ゼイ タロウ 国 税 太 郎	整 理 号
(生年月日 明・大・昭平・令)		53年 11月 25日	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額			
同上	の 税 额 に つ	月 别 還付又は徵収した税額	差 引 残 高
き還付又は徵収した月	月	円	月
扶養控除等の申告	申告月区分	扶養親族	老人扶養親族
扶養の有無	当 初	般の特 定 扶 養 親 族	障害者等
有	1人	対象配偶者扶養親族	該当するものを○で 閉んでください。)
無	人	同居老親等	従たる給与から 控除する場合
有	月 日	その他	泉控除がある場合
無	月 日		扶養親族の 配偶者の有無
有	月 日		扶養親族の 配偶者の有無
無	月 日		扶養親族の 配偶者の有無
区 分 金 額 税 額			
給 料 · 手 当 等	① 7,170,000	円 ③ 226,260	円
賞 与 等	④ 1,800,000	円 ⑤ 124,558	
計	⑦ 8,970,000	円 ⑧ 350,818	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 7,020,000		
所 得 金 額 調 整 控 除 額 ((⑦-8,500,000円) × 10%、マイナスの場合は 0)	⑩ 47,000		所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪ 6,973,000		
社会保険料等からの控除分 (② + ⑤)	⑫ 1,356,867		配偶者の合計所得金額 (e)
險料等申告による社会保険料の控除分	⑬ 176,460		(f) 0 円
控除額申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0		(g) 旧長期損害保険料支払額
生命保険料の控除額	⑮ 115,000		(h) (19,600 円)
地震保険料の控除額	⑯ 44,800		(i) (19,600 円)
配偶者(特別)控除額	⑰ 380,000		(j) (19,600 円)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 380,000		(k) (19,600 円)
基 础 控 除 額	⑳ 480,000		(l) (19,600 円)
所 得 控 除 額 の 合 計 額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑲+⑳)	㉑ 2,933,127		(m) (19,600 円)
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額	㉒ 4,039,000	円 (1,000円未満切捨て)	(n) 380,300
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓ 140,000		
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は 0)	㉔ 240,300		
年 調 年 税 額 (㉔ × 102.1 % )	㉕ 245,300	円 (100円未満切捨て)	
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉕-㉒)	㉖ 105,518		
超 過 額	本年最後の給与から徵収する税額に充当する金額	㉗	
の 精 算	未払給与に係る未徵収の税額に充当する金額	㉘	
	差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)	㉙ 105,518	
	同上の本年中に還付する金額	㉚ 105,518	
	うち翌年において還付する金額	㉛ 105,518	
不 足 額	本年最後の給与から徵収する金額	㉜ 105,518	
の 精 算	翌年に繰り越して徵収する金額	㉝ 105,518	

(f) 社会保険料控除額 ((12)+(13)+(14))  
1,356,867 円 + 176,460 円 + 0 円  
= 1,533,327 円

#### ○ (m)欄の記載について

次ページの「給与所得の源泉徴収票」の(m)欄「住宅借入金等特別控除の額」には②欄の金額を記載してください。ただし、(②欄×②欄((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額よりも多い))」場合、(m)欄には算出所得税額を限度に記載してください。

また、この場合には（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（②欄）を源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載してください。

## 【令和3年分給与所得者の保険料控除申告書】



源泉徴収簿の(a)～(n)欄、保険料控除申告書の A～E 欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

### 【令和3年分給与所得の源泉徴収票】

## 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 ける 者	住 所 又 は居 所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号																				
		(受給者番号) (個人番号)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2							
(役職名)		氏(フリガナ) コクゼイ タロウ 名 国税 太郎																				
(e)	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額													
(c)	給与・賞与		8	970	000	6	973	000	2	933	127	245	300	(l)								
(b)	(源泉)控除対象配偶者の有無等 老人		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満 扶養家族 の数		障害者の数 (本人を除く。) 非居住者 のある 被扶養の数													
(a)	有	従有	千	円	人	從人	内	人	從人	内	人	從人	内	人	人							
(d)	○		380	000	1	1		1	1		1	1		1	1							
(h)	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額		(i)													
(f)	内	1,533	327	115	000	44	800	800	140	000	140	000	(m)									
(摘要)																						
C														D								
B														E								
A	生命保険料の 金額の内訳		新生命保険料 の金額		24,000	円	田生命保険料 の金額	36,000	円	介護医療保 険料の金額	48,000	円	新個人年金 保険料の金額	53,000	円	田個人年金 保険料の金額	72,000	円				
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳	住宅借入金等 特別控除の額 の内訳		住宅借入金等 特別控除の額 の内訳		1	年	26	月	3	日	14	日	住宅借入金等 特別控除の額 の内訳	1	年	26	月	3	日	14	日	住宅借入金等 特別控除の額 の内訳
(被扶養・特別 控除対象 配偶者)	(フリガナ) 氏名 国税 昌子		区分		配偶者の 合計所得		0	円	国民年金保 険料の金額	176,460	円	田長期損害 保険料の金額	19,600	円	(k)							
	(フリガナ) 氏名 国税 一郎		区分		(フリガナ) 氏名 国税 次郎		1	円	基礎控除の額	47,000	円	(g)										
	個人番号 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											(d)										
												(j)										
支 払 者	個人番号 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		外 死 亡 退 職 者		乙 本人が障害者 特 別 の 性 格		寡 妻 ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職		受給者生年月日		昭和 53 11 25									
(税務署提出用)	個人番号又は 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		(右括弧で記載してください。)						就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日					
支 払 者	住所(筋番) 又は所在地 東京都千代田区大手町1-1-3																					
	氏名又は名称 ○○産業 株式会社								(電話) 03-3581-×××													

記載例2

就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

## 【令和3年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

① 国税正は、令和3年4月1日に〇〇産業株式会社に就職する前に株式会社××商事に勤めていたため、××商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。

② 株式会社××商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。

支払金額 1,086,000 円  
源泉徴収税額 16,470 円  
社会保険料控除額 155,538 円

(c) 社会保険料控除額 (⑫+⑬+⑭)  
836,110 円+0 円+0 円=836,110 円

この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和3年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載してください。



源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

## 【令和3年分給与所得の源泉徴収票】

### 令和3年分 紙と電子の給与所得の源泉徴収票

- ## ○ 「(摘要)」欄の記載について

- ・他の支払者の所在地、名称等
  - ・他の支払者のもとを退職した年月日
  - ・他の支払者が支払った給与等の金額、  
徴収した所得税及び復興特別所得税  
の合計額、給与等から控除した社会保  
険料の金額

記載例 3

年末調整において2以上(※)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

## 令和3年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

項目	新規又は購入による借入金等の計算			⑥増改築等による借入全額の計算		
	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	内	内	F
新規、購入及び改築等による借入金等の年率(支払高(例)、通常利子率による借入額)	① (%)	円	円	円	円	P
借入金等の年率(支払高(例)から算出する額×「通常利子率」)	② (%)	円	円	円	円	P
②と同様、明示事項の範囲外対価の額又は③の費用の範囲外対価の額いずれか少ない方の合計額	③ (%)	円	円	円	円	P
④×「居住用割合」	④ (%)	円	円	円	円	P
借入金等の年率(支払高(例)の合計額)	⑤ (%)	円	円	円	円	P
特定増改築等の費用の額(注2)	⑥ (%)	円	円	円	円	P
特定期改築等の費用に係る住宅借入金等の年率(支払高(例)と⑤の少ない方)(注2)	⑦ (%)	円	円	円	円	P
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑧ (%)	円	円	円	円	P

## 令和3年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

特定期・改築等の費用の額 (注2)	円(備考)
特定増改築の費用の額に係る住戸 借入金等の年次割合等 (注3)の少なき方)(注2)	円(最高 万円)
(特定期・改築等) 住戸借入金等特別控除額 (注3)	円(100円換算の額の範囲) (最高 万円)
	内需促進用の(特例)を受ける 場合の(特例)を受ける 借入金等特別控除額 (注3)

(註明事項)				
②居住開始年月日 平成 27 年 3 月 1 日	家賃等に関する事項			土地等に関する事項
	③取得対価の額	④居住用割合	⑤連帯債務割合	
⑥居住開始年月日 平成 27 年 3 月 1 日	⑦増改築等の費用の額	⑧特定増改築等の費用の額	⑨居住用割合	⑩連帯債務割合
備考欄(11~13年目)における控除限度額 (※合計 年平均×合計 年分)				
(参考) 通用初年分の控除額		多年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはございません。 各年の控除額ではありませんので、注釈ください。		

(註明事項)		家庭等に関する事項			土地等に関する事項		
①終了閑居始年月日		<input type="checkbox"/> ②取得対価の額	<input type="checkbox"/> ③居住用割合	<input type="checkbox"/> ④連帯債務割合	<input type="checkbox"/> ⑤取得対価の額	<input type="checkbox"/> ⑥居住用割合	<input type="checkbox"/> ⑦連帯債務割合
⑧終了閑居始年月日		増改築等に関する事項			増改築等に関する事項		
(特定) 令和2年5月20日		<input type="checkbox"/> ⑨増改築等の 費用の額	<input type="checkbox"/> ⑩専用増改築等の 費用の額	<input type="checkbox"/> ⑪居住用割合	<input type="checkbox"/> ⑫連帯債務割合	<input type="checkbox"/> ⑬居住用割合	<input type="checkbox"/> ⑭連帯債務割合
(註明事項)初回分の控除額							
					各年分の実績額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 各年分の実績額はお見せせしめてください。		

※2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用に該当する例

- ・給与支払者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を2枚提出された場合
  - ・証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合
  - ・証明事項の居住開始年月日が2段書きされ、一方に(特定)と記載されている場合など

「居住開始年月日」欄には、特定取得に該当する場合は「(特定)」、特別特定取得に該当する場合は「(特別特定)」と表示されています。

## 【令和3年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

# 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者 住所又は居所	神奈川県横浜市中区山下町4-×												(受取者番号) (個人番号) (役職名)					
													234567890123					
													氏 (フリガナ) コクゼイ ハナコ 国税 花子					
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			原 そ 徴 収 税 額							
給与・賞与		内 5	千 870	円 000	内 4	千 254	円 400	内 2	千 126	円 110	内 0	千 0						
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満 扶養親族の数			雇用者の数 (本人を除く) 別別 の他							
有 し ○		千 380	円 000	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1	人 從人 内 1						
社会保険料等の金額													生命保険料の控除額		地図保険料の控除額		住宅借入金等特別控除額	
内 836													千 110	千 50	千 000	千 115	千 300	
(摘要)																		
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新老人年金保険料の金額		住宅借入金等特別控除額の金額								
住宅借入金等特別控除額の内訳		住宅借入金等特別控除額の内訳		住宅借入金等特別控除額の内訳		住宅借入金等特別控除額の内訳		住宅借入金等特別控除額の内訳		住宅借入金等特別控除額の内訳								
2		27		3		1		住		11,500,000								
205,000		2		5		20		住(特)		9,000,000								
外 国 人 亡 退 稟 其 権 別 等 の 他 の 婚 婚 と 里 締 勤 労 学 生 中 途 入 退 校 受 稲 年 月 日 元 号 年 月 日																		
支 払 者		個人番号又は 個人番号 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称 ○○産業 株式会社																
(税務署印押出用)		(右詰で記載してください。)																
東京都千代田区大手町1-1-3													(電話) 03-3581-XXXX					

(注) 年末調整において3以上(特定増改築等)の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(9ページの⑧(摘要)の(4)を参照してください。)。

記載例4

5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。

② 国税太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。

  - 控除対象配偶者 : 国税花子
  - 控除対象扶養親族 : 国税一郎、国税二郎、国税三郎、国税四郎、国税五郎、国税六郎
  - 16歳未満の扶養親族 : 国税春子、国税夏子、国税秋子、国税冬子、国税幸子

③ 控除対象扶養親族のうち、国税一郎及び国税六郎は非居住者です。

## 令和3年分 紙給与所得の源泉徴収票

- 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄の記載について

控除対象扶養親族である国税一郎は非居住者であるため、「区分」欄に〇を付しています

(注) この記載例では、国税一郎は非居住者ですが、マイナンバーが交付されているため、「個人番号」欄にマイナンバーを記載しています。

#### ○ 「(摘要)」欄の記載について

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を「(摘要)」欄に記載します。

この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

16歳未満の扶養親族である場合には、  
氏名の後に（年少）と記載します。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合には、氏名の後に（非居住者）と記載します。

## ○ 「(備考)」欄の記載について

控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。

この場合、マイナンバーの前には、括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください)。

この記載例では、国税五郎の氏名とマイナンバーに(1)を、国税六郎の氏名とマイナンバーに(2)を付しています。

注) 控除対象扶養親族が非居住者でも、マイナンバーが交付されている方については、マイナンバーを記載してください。

## ○ 「16歳未満の扶養親族」欄及び「(備考)」欄の記載について

税務署提出用及び本人交付用の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーは記載しません。

(注) 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。

## 記載例 5

## 配偶者に係る記載例

## (1) 年末調整において配偶者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、年末調整の際に、控除対象配偶者である国税花子に係る配偶者控除の適用があります。
- ③ 国税太郎の給与所得金額は990万円であるため、「給与所得者の基礎控除申告書」の控除額の計算の判定による区分Ⅰは、「C」に該当します。

## ◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 コクゼイ ハナコ 国税 花子	配偶者の個人番号 234567890123	配偶者の生年月日 昭和 42年 1月 1日 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 ある配偶者 生計を一にする事実
---------------------------------------	--------------------------	--

## ○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円 (裏面「4(2)」を参照)

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額  
(1)と(2)の合計額)

\* 400,000 円

48万円以下かつ年齢70歳以上 □(昭和27.1.以前生)	(①) 配偶者控除
✓ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(②) 配偶者控除
□ 48万円超95万円以下	(③) 配偶者特別控除
□ 95万円超133万円以下	(④) 配偶者特別控除

区分Ⅱ (2) (上の①～④を記載)

## ○控除額の計算

			区分Ⅱ												
区分Ⅰ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)(*印の金額)											
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	135万円超 140万円以下	140万円超 145万円以下	145万円超 150万円以下	150万円超 155万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円				
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円				
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円				
摘要	配偶者控除		配偶者特別控除												

配偶者控除の額
130,000 円
配偶者特別控除の額

※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## ○「配偶者（特別）控除の額」欄の記載について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。

なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

## 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受けする者 の住所	東京都千代田区霞が関△—△											
(受取人番号) 個人番号 (役職名) 氏 (フリガナ) 名 国税 太郎												

種別

支払金額	給与・賞与			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額					
内	11	千	850	000	9	900	000	2	181	471	953	700
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別) の有無等	老人	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)	障害者の数 (非居住者である親類の数)	所得控除の額の合計額	内	千	内	千	内
有	從有		130,000	人	人	人	130,000	内	内	内	内	内

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

内	1,401	千	471	千	120	000	千	50	千	000	千	205	000
(摘要)													

生命保険料の内訳 介護医療料の内訳 新個人年金保険料の内訳 旧個人年金保険料の内訳

新生命保険料の内訳	新生命保険料の内訳	介護医療料の内訳	新個人年金保険料の内訳	旧個人年金保険料の内訳
180,000 円	100,000 円	90,000 円	360,000 円	180,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	9,000,000 円
2	27年 1月 10日	27年 1月 10日	27年 1月 10日	9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	9,000,000 円
30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	9,000,000 円
30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	9,000,000 円
30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	30年 8月 20日	9,000,000 円

住宅借入金等特別控除適用用数 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 9,000,000 円

(摘要)

## ○「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄の記載について

配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名及びマイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

(2) 控除対象とならない配偶者が障害者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。

② 国税太郎は、同一生計配偶者である国税花子（同居特別障害者）及び控除対象扶養親族である国税一郎（特定扶養親族）を有しています。

なお、国税太郎は、合計所得金額が1,000万円を超えていたため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

③ 国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ同一生計配偶者で（同居）特別障害者である国税花子を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。

※ 国税花子のマイナンバーは既に提供しているものとします。

支 払 を受け る者		住 所 又 は 場		令和 3 年分		給与所得の源泉徴収票																					
				東京都千代田区霞が関△-△		(受取者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 氏 (フリガナ) コクゼイ タロウ 名 <b>国税 太郎</b>																					
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 額																			
給与・賞与		内 千 円		14 400 000		12 300 000		3 599		930		1 184		300													
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 老人		控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		確定者の数 (本人を除く。) 配偶者(特別) 老人		非居住者の数 (親戚の数)		特 別 の 他		内 人 人		内 人 人									
有 て 有				千 円		人 人		人 人		人 人		人 人				1 1											
社会保険料等の金額																生命保険料の控除額				地図保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 千 円				内 千 円				内 千 円				内 千 円															
1,569				930				120 000				50 000				205 000											
(摘要)																国民年金 (国民)											

※ 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができない場合は、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出は不要です。

生命保険料の金額(万円)	新生命保険料の金額	180,000	円	旧生命保険料の金額	100,000	円	介護医療保険料の金額	90,000	円	新個人年金保険料の金額	360,000	円	旧個人年金保険料の金額	180,000	円	
住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳		2		住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	27	年	1	月	10	日	住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	住		住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	11,500,000	円
住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳			円	住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	30	年	8	月	20	日	住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	住(特)		住宅借入金等 特別割除の割 合の内訳	9,000,000	円
(被扶養特別) 控除対象者 配偶者	(フリガナ)			区分						配偶者の 合計所得		円	旧長期損害 保険料の金額	176,460	円	
	氏名										基礎控除の額	円	新長期損害 保険料の金額	19,600	円	
	個人番号											円	所得割額	150,000	円	
1	(フリガナ)	コクセイ	イチロウ	区分						(フリガナ)		区分	(備考)			
	氏名	国税	一郎							氏名						
	個人番号	1	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
2	(フリガナ)			区分						(フリガナ)		区分				
	氏名									氏名						
	個人番号															
3	(フリガナ)			区分						(フリガナ)		区分				
	氏名									氏名						
	個人番号															
4	(フリガナ)			区分						(フリガナ)		区分				
	氏名									氏名						
	個人番号															
未成年者	外國人	死亡退職者	災害者	乙	本人が障害者 特別 その 他	基 本 別	ひとり親	勤 労 婦	学 生		中途就職		受給者生年月日			
											就職 退職 年 月 日		元号	年 月 日		
													昭和	37	1	1
支払者	個人番号又は 法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	(右詰で記載してください。)	
	住所(現住所) 又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1														
	氏名又は名称	国税商事 株式会社													(電話) 048-600-×××	

## ○「(摘要)」欄の記載について

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。

## (3) 年末調整を行っていない場合

- ① 国税太郎は、令和3年5月31日に国税商事株式会社を退職しました。  
 ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。

## 令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名稱(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ)	コクゼイ タロウ	あなたの生年月日	明・大・令 37年 1月 1日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	国税 太郎	世帯主の氏名	国税 太郎
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの住所	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたとの続柄	本人
				(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)		配偶者の有無
				東京都千代田区霞が関△-△		有 无

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出を受けた場合に記載ください。

◎この申告書は、あなたの源泉控除対象配偶者であります。

◎この申告書は、あなたの源泉控除対象配偶者であります。

◎この申告書は、あなたの源泉控除対象配偶者であります。

◎この申告書は、あなたの源泉控除対象配偶者であります。

## 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者	住 所 又 は居 所	東京都千代田区霞が関△-△									
(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 経理課長 氏(フリガナ) コクゼイ タロウ 名 国税 太郎											
種 別		支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (満 齢 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額				
給与・賞与		内 1 650 000	千 内 29 950								
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)				
有	無	円 千 内 259 457	人 徒人 内 人 徒人	人 徒人 内 人 徒人	人 内 人	人 内 人	人 内 人				
(摘要)											
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地殻保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 千 円	259	457	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円				
(源泉) 特別控除対象配偶者											
(個人番号)		コクゼイ ハナコ	区 分	配偶者の合計所得		19 国民年金保険料等の金額		内 長期賃借保険料の金額			
氏名		国税 花子	区 分	300,000		内 長期賃借保険料の金額		内 調整控除額			
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	区 分								
(税務署提出用)											

○「配偶者の合計所得」欄の記載について

年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。